飼料自給率向上総合緊急対策事業のうち 飼料生産組織の規模拡大等支援 一安定的な国産飼料の供給支援一 事業概要

令和5年5月

一般社団法人 日本草地畜產種子協会

事業実施スケジュール

収穫作業前

長期供給契約、長期作業受託契約の締結

※当該契約以前の収穫等は補助対象外

令和5年 7月1日~31日 補助金交付申請書(事業参加申込書)の提出

※交付申請前の収穫等でも長期契約に盛り込まれていれば申請可

令和5年 8月~ 交付決定通知

※確認書類等の内容を確認ができたものから、交付決定

飼料の 収穫前後 MAFFアプリによる位置情報付き写真撮影、 土壌分析、飼料分析

※写真と分析の結果を保管

令和5年 11月~12月 実績報告の提出

12/28(木)までに証憑を含め提出 (年内支払いは11/6(月)必着)

事業参加申込(交付申請)

【事業参加申込時の添付書類】

- ①事業参加申込書(補助金交付申請書)
- ②長期供給契約書又は長期作業受託契約書の写し
- ③確認書類として次のいずれかを添付
- ➤ 供給契約においては、
 - ・飼料生産組織自らの利用権設定を証明する農用地利用集積計画書、
 - ・農地法第3条の許可書/自己有地を証明する土地登記簿、
 - •土地課税台帳、
 - •農地基本台帳

等の写し

- 下作業受託契約においては、契約農家に係る同上の書類
- ※共通

飼料生産組織の前年度実績を明らかにする書類(令和4年度総会資料等)

【提出先】

日本草地畜産種子協会の事務委託先(各都道府県の関係団体)

【申込期間】

令和5年7月1日~31日

実績報告

【実績報告書の提出期限と注意点】

提出期限:令和5年12月28日

※ただし、参加申込時点で令和5年12月に収穫予定で、令和6年1月に飼料分析結果が判明すると申込書に記載した場合は令和6年1月末までの提出が可能

※電子メールでの提出の場合は、提出時に提出先に送信した旨を連絡

【実績報告書の添付書類】

①供給契約(生産・販売)の場合

事業参加申込書に記載された契約相手農家への飼料・稲わらの販売代金の請求日や同農 家から納金日が確認できるなどの飼料を契約相手農家等が受領したことがわかる書類の写し

②作業受託契約の場合

契約相手農家への受託料金の請求日や同農家からの納金日など、飼料を契約相手農家等が受領したことがわかる書類の写し、受託料金表など作業単価の分かる書類

- ①、②共通
- 1:土地の所有を明らかにする農地基本台帳等の写し(交付申請時に提出済ならば省略可)
- 2:土壌と飼料の分析結果の写し
- 3: 飼料作物の作付け状況、稲わらの収集風景が分かる MAFFアプリで撮影した位置情報付 きの写真

【提出先】

日本草地畜産種子協会の事務委託先(各都道府県の関係団体)

交付変更等承認申請

【交付変更等承認申請書の提出】

次のいずれかに該当するときは、速やかに交付変更等承認申請書を提出し承認を受けてください。

- 1. 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
- 2. 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

【申請が必要な場合と添付書類】

- I. 全体の作業面積に変更がない場合
- ① 契約農家の構成に変更がある場合: 交付変更等承認申請書に追加した契約農家との長期契約書の写し(当該農家に係る確認書類等を含む) を添付して提出。
- ② 契約農家の構成に変更がない場合: 申請は不要。実績報告書に面積に変更のあった契約農家の変更長期契約書(増加面積分に係る確認書 類等を含む)を添付して提出。
- Ⅱ. 全体の作業面積に減少がある場合

交付申請時の面積拡大が未達成となるため、その原因が既存分、拡大分に関わらず、

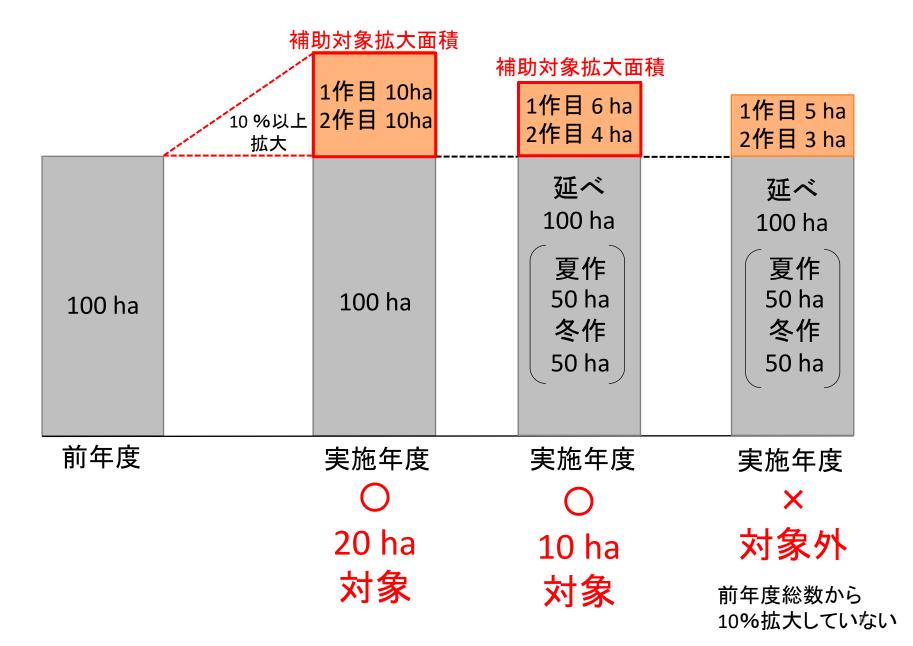
- ① 要件(前年度より作業面積が10%以上増加等)を満たさない場合: 事業中止のための交付変更等承認申請書を提出。
- ② 要件(同上)を満たす場合:
 - I. <u>全体の作業面積に変更がない場合に準じて手続き</u>を実施(ただし補助対象は前年度の作業面積との差のみ)。
- Ⅲ. 全体の作業面積に増加がある場合

実績報告書には当該増加分の記載は不要で、交付申請の計画に沿った実績報告を提出。 ただし、契約農家間の面積の増減や契約農家の入れ替えがある場合は、 「I.全体の作業面積に変更がない場合」に準じた手続きが必要。

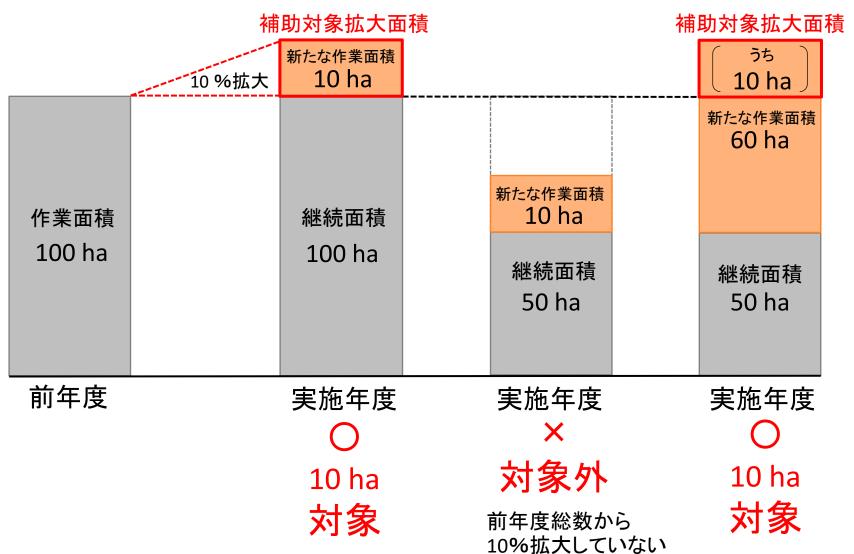
【提出先】

日本草地畜産種子協会の事務委託先(各都道府県の関係団体)

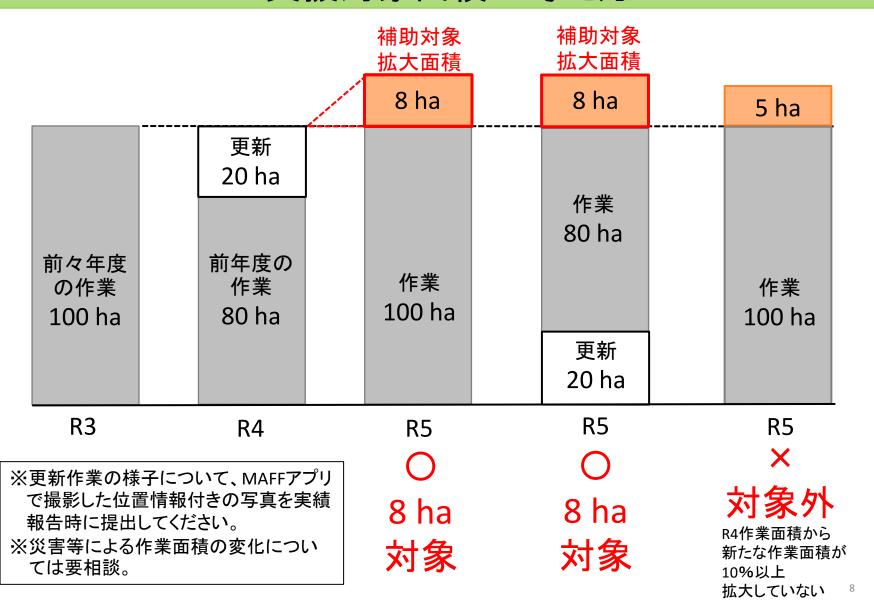
補助対象となる作付拡大面積



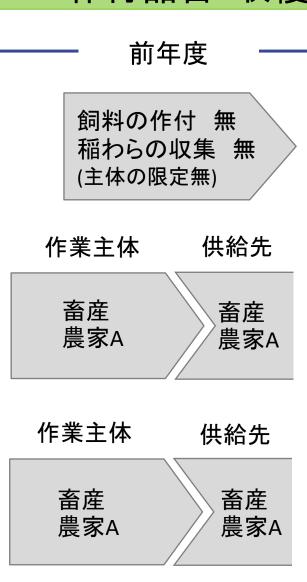
前年度の作業面積が減少した場合の補助対象作付面積



草地更新※により作業面積が上下する場合の 支援対象面積の考え方



作業拡大農地(補助申請農地)における 作付品目・収穫作業者・供給先ごとの補助対象①





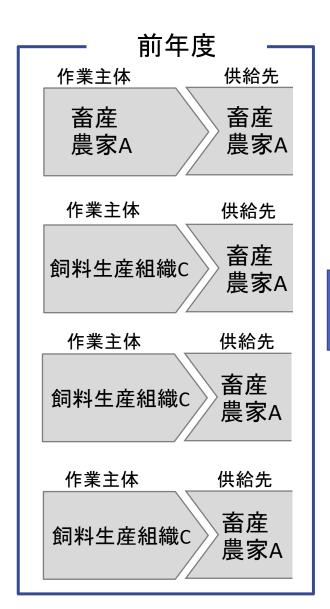
対象可否





O B,Dにとっては 増産となるため **対象**

作業拡大農地(補助申請農地)における 作付品目・収穫作業者・供給先ごとの補助対象②





対象可否

X

Aの作業継続と みなし対象外

X

Cの供給先が変更 したのみ(拡大無) であるため対象外

X

Aにとっては拡大無のため対象外

X

Cの作業継続と みなし対象外

10